

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年2月16日（平成28年（行情）諮問第146号）

答申日：平成28年10月14日（平成28年度（行情）答申第416号）

事件名：特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる8文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月13日付け特定記号第2079号及び同年11月11日付け特定記号第2259号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示とした部分のうち、本件対象文書に記載された異議申立人（以下「国税関係異議申立人」という。）の住所及び氏名並びに代理人の住所及び氏名以外の部分を開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）

(1) 審査請求書1（平成27年11月18日付け）

開示請求は特定税務署に対して行われた。異議申立書（以下「国税関係異議申立書」という。）の宛名は特定税務署長に對することが明らかであるのにマスクされている。

委任状に賦課決定処分の日付が記載されているのに、原処分日等にマスクがされている。

委任状に法人税に係るものであると記載があるのに税目の箇所がマスクされている。

法人名をマスクしているのに異議申立ての理由がマスクされている。

重加算税の取消しを求める事案で法人名をマスクした文書で異議申立

ての理由をマスクしている。重加算税の賦課取消請求の争点は非常に限られ、実際理由は約8行で収まっている。法のおそれ蓋然性がないと考える。

(2) 審査請求書2 (平成27年12月4日付け)

開示された内容から判断すれば、形式的には異議申立てが取り下げられているが、対象文書に「不正の事実を証する資料がないため」、「(更正の請求に基づく減額更正により原処分が存在しなくなった)」との記載があり、法5条2号イ該当のおそれはないと考える。

本件対象文書の基になる課税処分は、課税処分庁の調査不十分・事実誤認などによる不適正なものであったことを原処分庁自体認めている。そのような不適正な課税処分の取下げの反射的結果が記載された文書について税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、課税庁の身勝手なへりくつであり、法はそのような理由に不開示理由該当性があるとは想定していない。

逆にそのような不適正な税務行政を監視できるようにするために法が制定されたはずである。

(3) 意見書

ア 本件に関連して諮問庁が提出した「補充理由説明書」の説明によれば、納税者からの異議申立て・不服申立てに係る異議決定書及び国税不服審判所の裁決書などは見出し以外の開示はできないことになるが、実際は程度の違いこそあれ一部開示が行われている。

しかし、本件は納税者との聴取(別添3)以降52ページに渡り全面黒塗りとなっている。

法上、このような全面黒塗りは国の安全保障その他特定事項について行政機関がおそれの可能性を認めた場合その他特定の場合に認められるが、本件はそのような特殊事例ではない。

イ 本件対象文書4枚目「異議審理表(課税関係)」には、異議決定日として「H23・9・20」との記載がある一方で、処理態様を「取下げ」とする。「異議申立事案処理経過表」の記載から異議申立取下書提出日は異議決定日と同じ日とされている。

これまでの類似事案開示からすれば、納税者が異議申立てを取り下げれば、異議決定日は空白となっている。

これらを総合的に判断すれば、形式上納税者が同一事案について異議申立てと同時に提出した更正の請求を認容し課税処分が取り消されたようになっているが、全面黒塗り部分は納税者に送付すべき「異議決定書」の庁内下書きに相当し、この内容によって課税処分が取り消されたものと考えられる。

52ページに渡る記載は、異議決定書の内容とほぼ同様の内容だと

すれば、異議決定書の開示と同質の開示がなされるべきである。

審査請求人には、課税庁の失態を隠すための黒塗りに見える。

ウ 一部の指摘にとどめるが、1枚目の日付や税務署名などに不開示事由該当性はない。特定税務署に対して開示請求したことと文書の性格から特定税務署名以外ではないし、不開示事由にも当たらない。原処分日なども同一文書内の委任状や異議審理表に「H23.6.28」と記載されている。文書内で不統一といわざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「現在（2015／8／12）特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行後）全201頁のうち150頁に記載のあるレコード識別番号『100913013』に該当する文書すべて」の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、平成23年7月22日付けで特定税務署に提出された国税関係異議申立書及び関係書類（本件対象文書）を特定し、平成27年10月13日付け特定記号第2079号及び同年11月11日付け特定記号第2259号により、その一部が法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、国税関係異議申立人の住所及び氏名並びに代理人の住所及び氏名以外の部分について開示を求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分の不開示情報妥当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、別紙2に掲げる部分には、不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条1号該当性

原処分で不開示とした部分（別紙2に掲げる部分を除く。以下、第3において同じ。）には、代理人の住所及び氏名並びに第三者である個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

原処分で不開示とした部分には、国税関係異議申立人に関する情報並びに第三者である法人名及び取引内容が具体的に記載されている。これらの情報は、法人に関する情報であって、これを公にすること

により、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

原処分で不開示とした部分には、国税関係異議申立人及び第三者の取引内容等具体的な調査内容が記載されている。これらの情報は、税務調査において当該職員の守秘義務を前提に納税者等の協力に基づいて得られた情報であり、これを公にすることにより税務行政に対する信用を損ない、今後、税務調査について納税者等の協力が得られなくなるなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

エ 法5条6号イ該当性

原処分で不開示とした部分には、異議調査の調査手法が記載されており、これを公にした場合には、一部の納税者が調査手法を予測し、証拠書類の破棄・隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、原処分において本件請求文書のうち不開示とした部分のうち、別紙2に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 平成28年(行情)諮問第146号について、平成28年2月16日付課審2-8の諮問書に添付して提出した理由説明書を以下のとおり補充する。

(2) 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報として規定している。

ア 原処分で不開示とした部分には、特定法人の代理人に関する情報が記載されている。当該情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ また、当該情報を公にすると、当該法人の事業内容等に関する情報

が明らかとなり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから，当該情報は，法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同年5月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月16日 審議
- ⑥ 同年8月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年9月20日 審査請求人から意見書を收受
- ⑧ 同年10月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は，本件開示請求を受けて，別紙1に掲げる8文書を本件対象文書として特定した上で，その一部が法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当するとして，不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分で不開示とされた部分のうち，国税関係異議申立人の住所及び氏名並びに代理人の住所及び氏名以外の不開示部分の開示を求めているところ，諮問庁は，別紙2に掲げる部分を開示するとしているが，その余の部分については，不開示理由を一部追加し，法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして，なお不開示とすべきとしている。

そこで，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1，文書2及び文書7について

本件不開示維持部分のうち，文書1，文書2及び文書7には，①国税関係異議申立人の郵便番号及び電話番号並びに国税関係異議申立人の代表者の住所及び氏名，②代理人の郵便番号，電話番号及び資格並びに③異議申立ての理由が記載されていることが認められる。

ア 国税関係異議申立人の郵便番号及び電話番号並びに国税関係異議申立人の代表者の住所及び氏名について

本件不開示維持部分のうち，国税関係異議申立人の郵便番号及び電

話番号並びに国税関係異議申立人の代表者の住所及び氏名については、これを公にした場合、当該国税関係異議申立人が特定され、当該国税関係異議申立人が国税当局の税務調査を受けたことが明らかとなるおそれがあると認められる。

税務調査を受けた法人は、一般に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いと認められるから、これを公にすることにより、当該国税関係異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 代理人の郵便番号、電話番号及び資格について

本件不開示維持部分のうち、代理人の郵便番号、電話番号及び資格については、これを公にした場合、当該代理人が特定されるおそれがあり、通常公にされない当該代理人の事業に関する情報が明らかとなり、当該代理人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 異議申立ての理由について

(ア) 文書1の本件不開示維持部分のうち、異議申立ての理由が記載された部分には、国税関係異議申立人の取引内容等の情報及び国税当局が行った課税処分の内容等並びに当該国税関係異議申立人が当該課税処分の取消し等を求める理由が記載されている。

(イ) 別紙3の1に掲げる部分について

A 法5条1号該当性について

諮問庁は、本件不開示維持部分の一部について、代理人の住所及び氏名並びに第三者である個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号の不開示情報に該当する旨説明している。

しかしながら、別紙3の1に掲げる部分には、代理人の住所及び氏名並びに第三者である個人に関する情報は記載されておらず、法5条1号の不開示情報には該当しない。

B 法5条2号イ該当性について

諮問庁は、本件不開示維持部分の一部について、国税関係異議申立人に関する情報並びに第三者である法人名及び取引内容が具体的に記載されており、これらの情報は、法人に関する情報

であって、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する旨説明している。

しかしながら、別紙3の1に掲げる部分は、原処分において開示することとされた情報と同一の情報であり、これを公にしても、国税関係異議申立人である特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当しない。

C 法5条6号柱書き該当性について

諮問庁は、本件不開示維持部分の一部について、国税関係異議申立人及び第三者の取引内容等具体的な調査内容が記載されており、これらの情報は、税務調査において当該職員の守秘義務を前提に納税者等の協力に基づいて得られた情報であり、これを公にすることにより税務行政に対する信用を損ない、今後、税務調査について納税者等の協力が得られなくなるなど、国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する旨説明している。

しかしながら、別紙3の1に掲げる部分は、上記Bのとおり、原処分において開示することとされた情報と同一の情報であり、これを公にしても、税務行政に対する信用を損ない、今後、税務調査について納税者等の協力が得られなくなるなどのおそれがあるとは認められないから、国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、法5条6号柱書きに該当しない。

D 法5条6号イ該当性について

諮問庁は、本件不開示維持部分の一部について、異議調査の調査手法が記載されており、これを公にした場合には、一部の納税者が調査手法を予測し、証拠書類の破棄・隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当する旨説明している。

しかしながら、別紙3の1に掲げる部分は、上記Bのとおり、原処分において開示することとされた情報と同一の情報であって、これを公にしても、調査手法を予測し、証拠書類の破棄・

隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められず、法5条6号イに該当しない。

E したがって、別紙3の1に掲げる部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

(ウ) その余の部分について

異議申立ての理由が記載された部分のうち、別紙3の1に掲げる部分以外の部分については、国税関係異議申立人の取引内容等の情報やそれに対して国税当局が行った課税処分の内容等が具体的に記載されており、これを公にした場合、一部の納税者が調査手法を予測し、証拠書類の破棄・隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあることと認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書3、文書4、文書5、文書6及び文書8について

本件不開示維持部分のうち、文書3、文書4、文書5、文書6及び文書8には、①異議申立ての事案番号、②国税関係異議申立人の業種及び整理番号、③異議申立てに係る処分の概要並びに④異議申立てに対して国税当局が行った調査の内容等に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 別紙3の2に掲げる部分について

(ア) 諮問庁は、本件不開示維持部分の一部について、次のとおり、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当する旨説明している。

A 本件不開示維持部分の一部には代理人の住所及び氏名並びに第三者である個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号の不開示情報に該当する。

B 本件不開示維持部分の一部には代理人に関する情報が記載されており、当該情報は、国税関係異議申立人及び当該代理人の事業に関する情報であって、これを公にした場合、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、当該情報は法5条2号イの不開

示情報に該当する。

C 本件不開示維持部分の一部には国税関係異議申立人及び第三者の取引内容等具体的な調査内容が記載されており、これらの情報は、税務調査において当該職員の守秘義務を前提に納税者等の協力に基づいて得られた情報であり、これを公にすることにより税務行政に対する信用を損ない、今後、税務調査について納税者等の協力が得られなくなるなど、国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

D 本件不開示維持部分の一部には異議調査の調査手法が記載されており、これを公にした場合には、一部の納税者が調査手法を予測し、証拠書類の破棄・隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

(イ) 文書6の本件不開示維持部分のうち、別紙3の2に掲げる部分を含む部分(文書6の1枚目「処理経過」欄の8行目)は、国税当局の担当者が代理人に対して電話をかけた旨が記載されているものの、当該代理人の情報は、法人又は事業を営む個人に関する情報であることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報には該当しない。

また、当該部分は、上記のとおり、国税当局の担当者が代理人に対して電話をかけた旨が記載されているにすぎず、当該代理人を特定することができることとなる部分を除くことにより、これを公にしても、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別紙3の2に掲げる部分を除く部分について

これらの部分に記載された情報は、異議申立てを受けて国税当局が行った調査内容に係る情報や国税当局の内部管理・検討に関する情報であって、これを公にした場合、異議申立てに係る調査における国税当局の管理体制や担当者及び管理者の検討状況等の国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、今後、同種の異議調査への対応策

を講じたり，異議申立てに係る処理手続の円滑な遂行を妨げることが可能となるなど，租税の賦課又は徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分については，法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため，同条1号，2号イ及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別紙3に掲げる部分を除く部分は，同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので，同条1号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，別紙3に掲げる部分は，同条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 異議申立書 (処分用)
- 文書 2 委任状
- 文書 3 異議審理表 (課税関係)
- 文書 4 異議申立書の形式審理表
- 文書 5 不服申立て等連絡せん
- 文書 6 異議申立事案処理経過表
- 文書 7 異議申立取下書
- 文書 8 不服申立て等処理済連絡せん

別紙 2 (諮問庁が開示することが妥当とする部分)

番号	諮問庁が開示することが妥当とする部分	
1	1 枚目	①文書日付, ②税務署名, ⑦「原処分庁」欄, ⑧「原処分日等」欄並びに⑨原処分名等の「税目」欄, 「原処分名」欄及び「対象年分等」欄
2	2 枚目	⑩「異議申立ての趣旨」欄及び⑫「添付書類等」欄
3	3 枚目	文書日付
4	5 枚目	「管理者の指示事項」欄
5	7 枚目	「管理者の指示事項」欄
6	9 枚目	「管理者の指示事項」欄
7	1 2 枚目	「処理経過」欄の 1 6 行目
8	1 3 枚目	「処理経過」欄の 6 行目及び 8 行目
9	1 6 枚目	表題及び表の項目部分
1 0	1 9 枚目	表の項目部分
1 1	7 2 枚目	「異議申立人」欄及び「代理人」欄以外の部分

(注) 「枚目」については, 本件対象文書の通しの頁を示す。

別紙 3 (開示すべき部分)

番号	枚目	開示すべき部分
1	2 枚目	⑪「異議申立ての理由」欄の本文の 1 行目 2 1 文字目ないし 2 行目 7 文字目及び 7 行目
2	1 2 枚目	「処理経過」欄の 8 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 3 文字目ないし 1 6 文字目

(注)「枚目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。